



大和高田市
男女共同参画計画
ビッグステップ
(第3次)

「市民一人ひとりが心豊かに暮らせる
男女共同参画社会の実現」に向けて



概要版



平成29年(2017年) 3月



大和高田市

重点施策

力を入れて
取り組む施策

基本
施策

重点施策	取組の内容
2 市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上 7 市役所における「女性管理職30%以上」に向けた加速化	本市における男女共同参画社会の実現を加速化するために、「特定事業主行動計画」のもとで、府内の女性の活躍推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、市役所内の取組を強化することで、様々な施策に男女平等・男女共同参画の視点を行き渡させていきます。
5 一人ひとりの自立・職業意識を育む 教育・学習の推進 12 女性の就労支援・起業支援	高齢女性、母子家庭の母親において貧困率が高いことやDV、デートDV等男女の力関係の差を是正する必要のあることも含め、特に女子・女性において労働観・職業観を養うことが自立の基盤であることを浸透させるとともに、就労・再就労支援に取り組みます。
13 地域防災やまちづくり等における 男女共同参画の推進	市民の意識の中に男女平等・男女共同参画の視点を根付かせるため、自治会活動等の地域活動が男女共同参画の視点で運営されるよう働きかけていきます。
14 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図るため、男性の意識改革と家事や子育て・介護、地域活動への参加・参画のための実践を支援します。
19 DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援	「DV防止基本計画」のもと、総合的、長期的に取り組みます。
4 男女共同参画を実現するための拠点の整備	男女共同参画のための拠点は、「男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場」であることから、拠点の整備に向けて取り組みます。

計画の
推進

主な計画推進の指標

活動指標	現状値(平成28年度)	目標値(平成38年度)
市ホームページ「男女共同参画」のページのアクセス数	231件（平成27年度）	前年度以上（毎年度）
教職員の「男女共同参画に関する研修会」への参加回数	年6回	前年度以上（毎年度）
市の管理職（課長補佐以上、医療職員を除く）に女性が占める割合	25.9%（平成27年度）	30%以上（平成32年度）
市男性職員の育児休業取得者数	0人	3人以上（平成32年度）
大和高田市いきいき会社宣言事業所登録数	14社（累計）	40社（累計）
マザーズセミナーへの参加者数	10人	30人（毎年度）
新規起業件数	14件（平成26年度）	70件（累計）（平成27～31年度）
自主防災組織の役員における女性の割合	28.6%（721人中206人）	35%
男性向け子育て講習会への参加者数	75人（平成27年度）	前年度以上（毎年度）
暴力防止、暴力根絶のための啓発活動 (パープルリボン運動) 参加者数	—	1,000人（累計）

大和高田市
男女共同参画計画
ビッグステップ(第3次)
策定の目的

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し合い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮しながらあらゆる分野に対等に参画し、喜びも責任も分かち合える社会のことです。この男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが心豊かに暮らせるためだけでなく、人口減少、少子高齢化が進む大和高田市が持続的に発展するためにも不可欠な重要課題です。そのため、大和高田市では、行政はもとより、市民、様々な活動団体、事業所などと協働・連携して、なお一層の取組を進めるため、「大和高田市男女共同参画計画 ビッグステップ(第3次)」を策定しました。

計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法(国)

男女共同参画基本計画

DV防止法

女性活躍推進法

奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)

大和高田市男女共同参画推進条例

大和高田市総合計画

大和高田市男女共同参画計画 ビッグステップ(第3次)

大和高田市DV防止基本計画

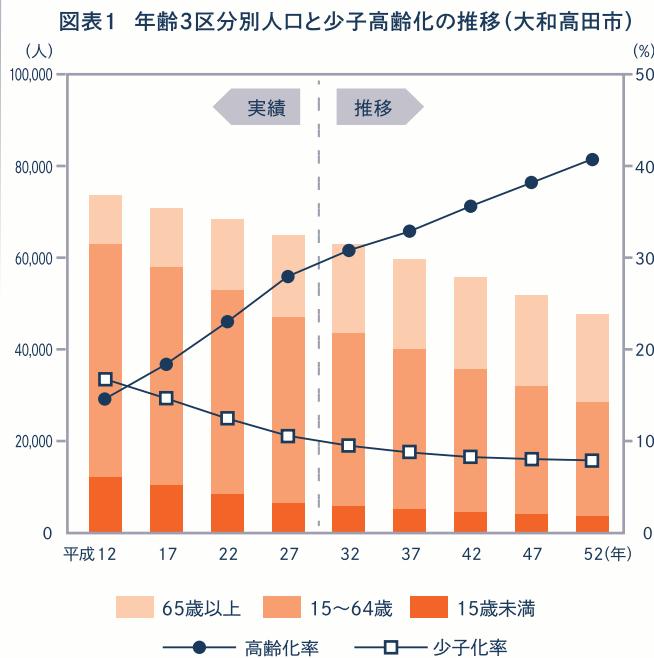
大和高田市女性活躍推進計画

その他の部門別計画

平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10か年とします。
ただし、男女共同参画に関する社会情勢の変化や本計画の進捗状況などを考慮し、
5年後をめどに計画の見直しを行います。

計画の期間

人口は減り、子どもや働く世代が減り、
高齢者の多い社会になります。

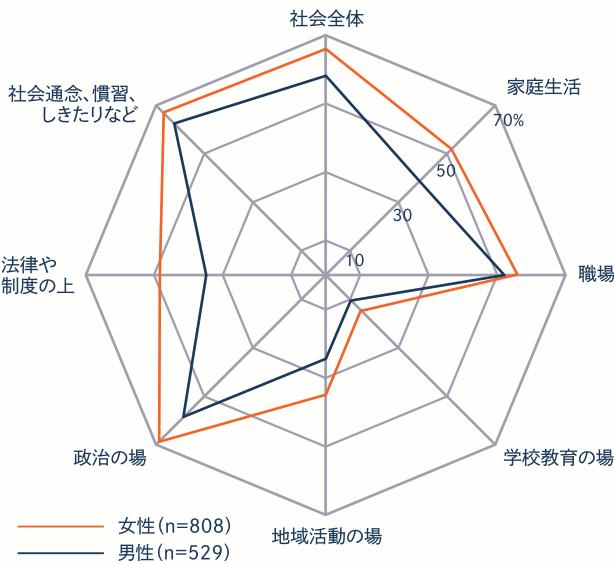


注1)実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。2)高齢化率・少子化率は、総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。●資料:総務省「国勢調査」(平成12年~27年)、国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)(平成32年~52年)

計画策定の背景

平成28年度市民意識調査で「社会の各分野で男女は平等になっているか」をたずねたところ、男女ともに「男性が優遇されている」と感じている割合が高く、特に、「政治の場」「社会通念、慣習、しきたりなど」「社会全体」「職場」で高くなっています。

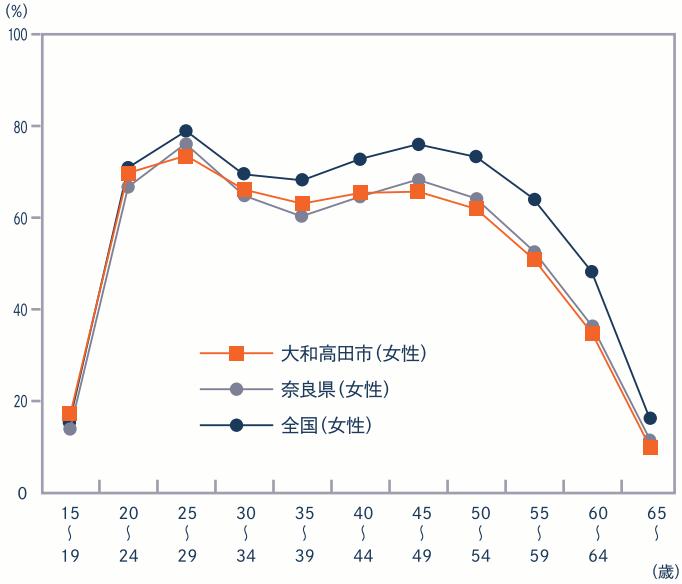
図表3 男女の地位の平等感
—『男性優遇』と思う割合(大和高田市)



※男性優遇=「男性の方が非常に優遇されている」と
「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計
●資料:大和高田市「男女共同参画社会についての市民意識調査」(平成28年度)

大和高田市では、全国に比べて
20歳代後半以降の年代で
働く女性の割合が低くなっています。

図表2 女性の年齢階級別労働力率(全国・奈良県・大和高田市)

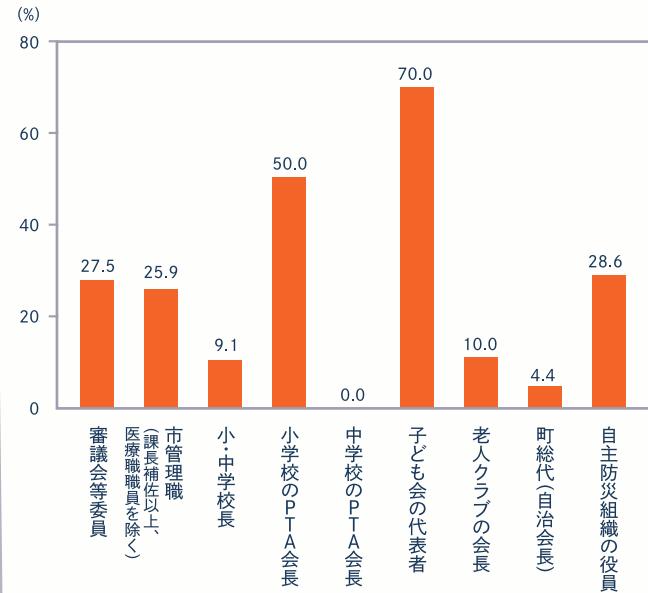


●資料:総務省「国勢調査」
(平成22年)

性別にかかわらず、
職場でも地域でも
みんなで協力していくことが
求められています。

市政や教育の場では、意思決定の場に女性
が参画している割合は非常に低く、地域での
活動では男女の割合に偏りがあります。

図表4 意思決定の場への女性の参画割合(大和高田市)



※「審議会等委員」「市管理職」は平成27年度、その他は平成28年度
●資料:大和高田市人権施策課調べ

市民一人ひとりが心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現

基本理念

6 5 4 3 2 1 男女の人権の尊重
性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣習への配慮
男女がともに政策方針決定過程への参画
男女が協力して家庭生活やその他の社会生活にかかわること
性と生殖に対する自己決定の尊重及び生涯を通じた健康への配慮
国際社会における取組への考慮

基本目標

基本

I

男女平等・
男女共同参画意識が
すみずみまで浸透したまち

II

男女がともに
あらゆる分野に
参画できるまち

III

健康と安心が
守られるまち

施策の体系

計画の推進

4 3 2 1 計画全体に関わる基本的な視点
市民との連携による男女共同参画意識の醸成
政策・方針決定過程への女性の参画拡大
女性の就労支援
男性に向けた男女共同参画の推進

1 推進体制の整備

2 計画の進行管理

1 男女平等・男女共同

2 男女平等・男女共同
教育・学習の充実

3 政策・方針決定の場

4 男女がいきいき働く
(「女性活躍推進計画」)

5 男女がともに担うま

6 男女の生涯を通じた

7 女性に対するあらゆ

8 困難な状況に置かれ
安心して暮らせるま

1 庁内推進体制の充実

2 男女共同参画審議会

3 市民との協働・連携
推進体制づくり

4 重点施策 男女共同
拠点の整備

成果指標と活動指標

課題

No

基本施策

① 参画意識の浸透	1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進
	2	重点施策 市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上
	3	男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・提供の充実
② 参画に関する学習機会の充実	4	保育所・幼稚園・学校における男女共生教育の充実
	5	重点施策 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進
	6	多様な選択を可能にする学習機会の提供
③ 場への女性の参画推進	7	重点施策 市役所における「女性管理職30%以上」に向けた加速化
	8	審議会等への女性の参画比率の向上
	9	女性リーダーの発掘・育成
④ 事業所におけるための環境整備 （「DV防止基本計画」に位置づける）	10	男女平等・男女共同参画の視点に立った職場環境の整備について事業所への働きかけの強化
	11	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	12	重点施策 女性の就労支援・起業支援
⑤ まちづくりの推進	13	重点施策 地域防災やまちづくり等における男女共同参画の推進
	14	重点施策 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進
⑥ 健康づくり	15	男女の性差に基づくライフステージに対応した健康保持・増進
	16	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を取り入れた心身の健康相談の充実
⑦ 犯罪による暴力の根絶	17	女性や子どもに対する暴力の予防と根絶
	18	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
	19	重点施策 DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援（「DV防止基本計画」に位置づける）
⑧ 困難を抱えた女性等が社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援
	21	ひとり親家庭の自立支援
⑨ 実行体制の確立	1	全庁的推進体制の充実
	2	関係機関との連携強化
	3	男女共同参画モデル職場としての取組の推進
	4	職員や関係機関従事者への研修の充実
⑩ 会の機能充実	5	施策の検証、評価
	6	苦情処理体制の充実
⑪ による連携による	7	ヒート ハート たかだとの連携
	8	市民グループ等との連携
⑫ 男女共同参画を実現するための整備	9	(仮)男女共同参画センターの整備

施策の内容

基本目標



男女平等・男女共同参画意識が
すみずみまで浸透したまち



1 男女平等・男女共同参画意識の浸透

大和高田市を誰にとっても暮らしやすく、活躍できるまちにするために、「女性はこう、男性はこう」と性別で役割を決める考え方を解消し、男女平等・男女共同参画の考え方を浸透させることが必要です。市政に男女平等・男女共同参画の考え方を反映させると同時に、市民・事業所・地域や市民活動などに働きかけていきます。

2 男女平等・男女共同参画に関する教育・学習の充実

「男の子は泣いちゃダメ」「女の子は勉強できるより…」のように知らず知らずのうちに、性別によって子どもたちの生き方を決めつけたり、せばめたりしていませんか?

子どもたちが、性別にかかわりなく、のびのびとそれぞれの個性と能力を発揮して、よりよい人間関係を築き、経済的自立・社会的自立ができるよう、学校や家庭、地域で男女平等、人権尊重の学習機会を提供します。

また、市民一人ひとりが長い人生を自らが設計し、主体的に生き、生涯にわたって継続して学ぶことができるよう、学習機会を提供します。

基本目標



男女がともにあらゆる分野に参画できるまち

3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

経済活動や地域社会等で活躍する女性が増えてきましたが、様々な分野の政策・方針決定の場で活躍する女性の数は多くありません。これまで、男性中心で物事が決定されることの多かった分野に女性が参画することは、多様な視点で物事がみられ、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。市政、働く場、地域活動等の意思決定の場に女性が参画できるよう様々な取組を進めます。

4 男女がいきいき働けるための環境整備（「女性活躍推進計画」に位置づける）

働きたい女性や男女労働者が、自身の個性と能力を十分に発揮して、自分らしく働けるよう、職場における固定的な性別役割分担意識の解消、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた働きかけ等、事業所、女性労働者、男性労働者に対して、就労についての様々な支援を推進します。

5 男女がともに担うまちづくりの推進

人口減少、高齢化が進む中で、活力ある地域社会を維持するためには、子育て支援やまちのにぎわいづくり、防犯・防災等の市民活動・地域活動に男女が協力しながら参加・参画していくことが大切です。男女共同参画の視点を取り入れて、多世代の住民の地域活動への参加・参画を促進します。

特に、男性は、固定的な性別役割分担意識や社会の慣習によって、仕事以外のことにかかる機会を阻害されました。今後は、子育てや介護、地域の活動、自己啓発などに積極的に参加・参画していくように取り組みます。



6 男女の生涯を通じた健康づくり

女性の心身の状況は、思春期、出産期、更年期、高齢期など人生の各段階で大きく変化します。また、男性は、「強くあること」を求められ、生きづらさを感じ、心身に不調をきたす場合もあります。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、女性の自己決定権を尊重しつつ、男女の生涯を通じた心身の健康のための支援を行います。

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

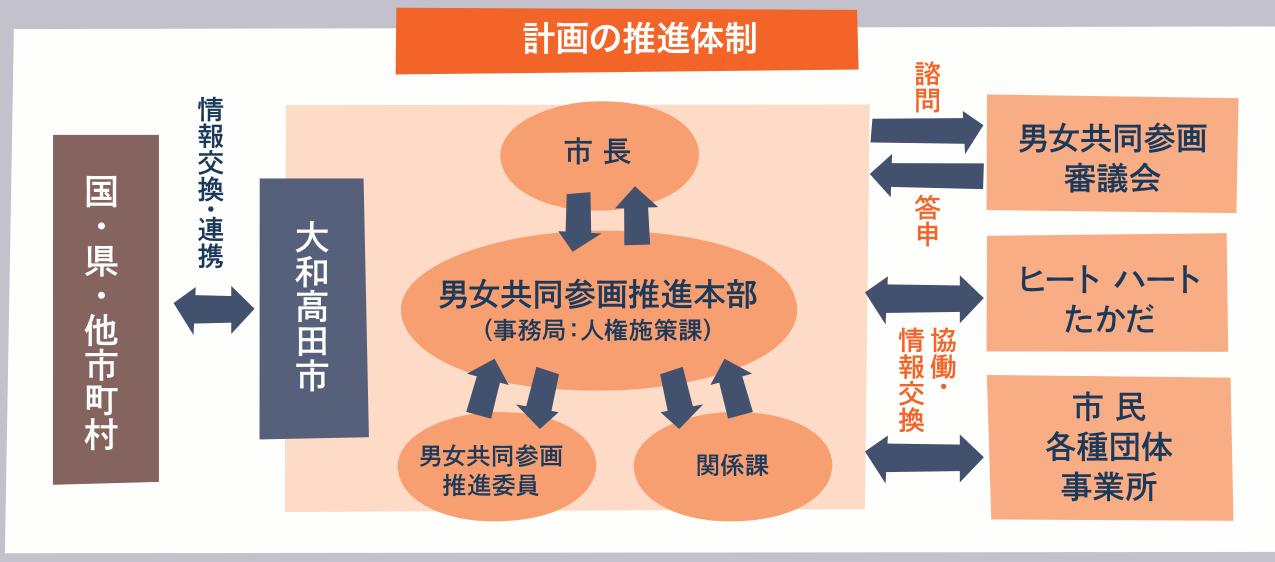
配偶者等からの暴力(DV)、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、痴漢、売買春、児童買春、人身取引等の女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。人権意識を高め、あらゆる暴力を許さない社会をつくるために、広報啓発、学習機会の提供、相談体制などを充実します。また、被害者に対しては、相談から保護、自立支援と切れ目のない支援を充実します。

8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり

非正規雇用者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。また、障がいがあること、外国人であること、同和地区出身者であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合もあります。安心して相談できる窓口の整備・充実、能力開発、社会参画促進、就労促進のための支援を充実します。

計画の推進

- 「男女共同参画推進本部のもと、府内の推進体制を充実し、ヒート ハート たかだ(男女共同参画推進市民会議)をはじめ市民や市内事業所、地域活動団体、市民活動団体などと協働・連携し、施策を総合的、効果的に推進します。
- 計画の実効性を高めるため、基本課題ごとに指標を設定して数値目標を掲げます。



※女性活躍推進計画

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するために、平成27年(2015年)8月に国会で成立了「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、女性の職業生活における活躍についての推進計画。

※DV防止基本計画

国が平成13年(2001年)4月に制定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村DV防止基本計画)。同法律の平成19年(2007年)の改正で、保護命令制度の拡充等とともに、市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務が明記された。